

1 南 監 第 4 5 号
令和元年 1 1 月 1 8 日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 谷尻 宣雄

財政援助団体等監査報告書

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく監査を実施し、同条第 1 1 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

記

第 1 監査の概要

1 監査の種別

財政援助団体等監査（財政援助団体監査、出資団体監査、公の施設の指定管理者監査）

2 監査の目的

補助金・交付金等の財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査した。

3 監査の実施期間

令和元年 7 月 1 日（月）から令和元年 1 0 月 3 1 日（木）

4 監査の対象

- (1) 公益財団法人南丹市情報センター
- (2) 医療法人財団美山健康会
- (3) 公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
- (4) 公益財団法人園部町農業公社

5 監査の範囲

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 財政援助団体 | 補助金等の交付目的に沿って、事業の執行がされているか。 |
| 出資団体 | 団体の設立目的に沿って、組織が運営されているか。 |
| 公の施設の管理団体 | 公の施設の設置目的に沿って、施設が管理されているか。 |

6 監査の方法

監査の対象となった担当課から事前に提出された財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理団体の資料に基づき、出納その他の事務の執行について聴取するとともに、関係書類の提示を求め監査を実施した。

第2 監査経過及び監査結果

1 公益財団法人南丹市情報センター

- | | |
|------|--|
| 監査日 | 令和元年7月9日(火) |
| 監査内容 | 事業報告書、決算報告書、決算資料の検査を行うとともに、市関係職員同席により、事務局長から説明を聴取し、出資団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。 |
| 監査結果 | 平成30年度(事業年度平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の事業報告書、決算報告書及び決算資料の検査及び事務局長の説明に基づき、出資団体監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執行されており、出納事務も適正に処理されているものと認められた。また、指定管理委託に係る出納、その他の出納に係る事務の執行についても適正に処理されているものと認められた。 |

2 医療法人財団美山健康会

監査日 令和元年7月11日（木）

監査内容 事業報告書、決算報告書の検査を行うとともに、市の関係職員同席により、事務長から説明を聴取し、財政援助に係る出納、その他の事務が適正に行われているか、また、出資団体の設立目的に沿った事業運営がされているか監査した。

監査結果 平成30年度（事業年度平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の事業報告書、決算報告書の検査及び事務長の説明に基づき、出資団体監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執行されており、出納事務も適正に処理されているものと認められた。また、財政援助団体の監査を実施した結果、地域医療活動助成金に係る事業は所期の目的により執行されており、出納に係る事務の執行についても適正に処理されているものと認められた。

3 公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター

監査日 令和元年7月12日（金）

監査内容 事業報告書、決算書の検査を行うとともに、市の関係職員同席により、事務局長から説明を聴取し、財政援助に係る出納、その他の事務が適正に行われているか、また、出資団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。

監査結果 平成30年度（事業年度平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の事業報告書、決算書の検査及び事務局長の説明に基づき、財政援助団体の監査を実施した結果、補助金に係る事業は所期の目的により執行されており、出納事務も適正に処理されているものと認められた。また、出資団体監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執行されており、出納事務も適正に処理が行われ、指定管理委託に係る出納、その他の出納に係る事務の執行についても適正に処理されているものと認められた。

平成30年度においても、作業中の事故が発生しており、事故防止を図るため、引き続き安全管理に努められたい。

4 公益財団法人園部町農業公社

監査日 令和元年7月16日(火)

監査内容 事業報告書、決算書、参考資料等の検査を行うとともに、市関係職員同席により、事務局長並びに事業部長から説明を聴取し、財政援助に係る出納、その他の事務が適正に行われているか、また、出資団体の設立目的に沿った事業運営がされているか、また、公の施設の管理団体として適切に管理がなされているか監査した。

監査結果 平成30年度(事業年度平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の事業報告書、決算書及び参考資料等の検査及び事務局長並びに事業部長の説明に基づき、財政援助団体の監査を実施した結果、補助金に係る事業は所期の目的により執行されており、出納事務も適性に処理されているものと認められた。また、出資団体監査を実施した結果、所期の事業目的に沿って執行されており、出納事務も適正に処理が行われ、指定管理委託に係る出納その他の事務の執行についても適正に処理されているものと認められた。